

2 家族政策の国際比較研究

都村 敦子
(中京大学)

<要約>

わが国の家族扶養に関する分析結果から、次のような特徴を指摘することができる。給与所得者のうち、扶養を必要とする家族のいるものの割合は、近年、低下傾向にある。とりわけ、所得税法の規定による配偶者控除の適用を受けたものの割合の低下が著しい。晩婚化の進行、離婚率の上昇、夫婦共働き世帯の増加等を反映していると考えられる。控除対象配偶者はいないが、扶養を必要とする家族のいるものがかなりの増加傾向を示している。子どものいる共働き世帯、母子世帯、父子世帯、老親扶養世帯等の増加によると思われる。被扶養者のいるものについては、扶養率(所得者1人当たり被扶養者数)は低下している。被扶養者の3割強は配偶者、6割弱は子、1割は直系尊属である。所得と扶養親族数との関係を見ると、扶養親族の約3分の1が年収500万円以下の所得者に扶養されている。女性の稼得者が家族を扶養しているばあいは、とりわけ経済的に厳しい状態のなかで扶養を行っている。

以上のような家族扶養の現状および変化の背景には、現代における家族の変容、労働の変容をめぐる要因がある。

児童養育世帯における負担と給付に関する国際比較から見出される顕著な特徴は次のとおりである。

児童養育世帯(平均所得者)の年収に対する税・社会保険料負担率はヨーロッパ諸国では高いが、わが国の負担率は低い(デンマークやスウェーデンの約4分の1)。単身世帯の負担率に対する児童養育世帯の負担率を比較すると、わが国のそれはドイツについて低い。単身世帯の手取り所得に対する児童養育世帯の手取り所得を比較すると、わが国のそれは先進諸国のなかで最も低い。児童の扶養への公的援助(児童手当等)を比較すると、わが国のそれは先進諸国のなかで最も低い。

国際的な視野からみると、わが国の児童養育世帯に対する所得保障制度の改革は今後の少子化対策の重要な課題である。

はじめに

社会構造の変化は多くの国々において家族の概念を変えつつある。このような変化が急速に進行してきたという事実は政策上重要な意味をもつ。わが国において現在進行しつつある家族をめぐる環境の変化は、個人、家族、国の間での社会的責任の分担について、これまでの前提の再検討を必要としている。

本稿は、出生率の低下および平均寿命の延長によって高齢化が加速しつつあるわが国において、家族に向けたより適切な社会保障政策を推

進するための課題をさぐることをねらいとする。

第1節では、現代社会における家族の変容および労働の変容は家族扶養の実態をどのように変えつつあるかを分析する。第2節では、家計における負担と給付に関する先進諸国間の比較を行う。第3節では、税制および社会保障制度では、扶養児童をどのように取り扱い、どのような給付構造によって家族の経済的福祉に対応しようとしているかに関して、先進諸国の動向をとりあげる。第4節では、先進諸国間における制度的差異の分析を基に、わが国の家族政策の問題点および制度改善の方向と具体策を論じる。

1. 家族扶養の実態

まず、家庭において扶養を必要としているものの実態はどのように変化しつつあるかを分析する。家族扶養に関する重要な情報の出所としては、個人の標本調査である国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』（以下国税庁調査と略す）および厚生省保険局『健康保険被保険者実態調査報告』（以下厚生省調査と略す）がある（いずれも各年調査）。

(1) 扶養率（所得者1人当たり被扶養者数）

1人の所得者が何人の家族を扶養しているであろうか。国税庁調査によると、1997年に、1年を通じて勤務した給与所得者4217万人のうち、所得税法の規定により配偶者控除や扶養控除の適用を受けたものは1812万人（43.0%）である。所得者の57%（2405万人）には控除対象配偶者、扶養親族のいずれもない。

家族扶養に関してみられる近年の顕著な特徴の1つは、給与所得者のうち、被扶養者のいるものの割合が低下傾向にあることである。給与所得者のうち、配偶者控除や扶養控除の適用を受けたものの割合は1975年の51.8%から1997年の43.0%へ低下した。とくに、配偶者控除の適用を受けたものの割合の低下が著しい（1975年の40.6%から1997年の30.5%へ低下）。1997年には、給与所得者のうち控除対象配偶者のいるものは約30%にすぎない。

配偶者控除のある給与所得者の減少傾向の背景には、晩婚化の進行、離婚率の上昇、女子雇用の急速な拡大、なかでも共働き（妻も夫も共に非農林業雇用者）世帯の増加傾向がある。現代社会においては家族および労働は激しく変容しつつある。

1996年には、全雇用者数に占める女子雇用の割合は39.2%である。女子就業者（2627万人）のうち約8割強が雇用者（2084万人）である。1975年から1996年の雇用者数の推移をみると、女子雇用の増加率（79%）は男子雇用の増加率（31%）に比べいっそう顕著である。1990年には、女子雇用の57.2%

が有配偶である。1975年から1990年の増加率をみても、未婚、死別・離別に比べ、有配偶の伸び（2倍強）は著しい。

総務庁『労働力調査特別調査』によると、妻も夫も共に非農林業雇用者の共働き世帯は1997年には949万世帯であり、典型的一般世帯の33.7%を占めている。共働き世帯の72.6%（689万世帯）は子どもを扶養している。子どものいる世帯の4割弱は共働きとなっている。とくに、子どものいる世帯での共働き率が近年急上昇している点が注目される。

所得者1人当たり被扶養者数（扶養率）に関しては、配偶者控除のあるものは約2.39人、配偶者控除のないものは約1.76人である。1990年代に入り、両者とも扶養率は低下傾向を示している。

(2) 被扶養者の続柄

所得者はだれを扶養しているか。これは社会保障制度や税制における家族の範囲の決定に関連する。

厚生省調査によると、被扶養者のうち、3割強は配偶者、6割弱は子であり、両者で被扶養者総数の約9割を占めている。被扶養者総数の約1割は直系尊属であるが、そのうち7割強は70歳以上の高齢者である。ただし、被扶養者の続柄別構成は所得者の性別により著しく異なる。所得者が女性のばあい、男性に比べ、子、直系尊属を扶養するものの割合が高い。

被扶養者の続柄別年齢構成をみると、子の約63%弱は義務教育終了前であり、子の約34%は15～24歳である。25歳以上は3%弱であり、少ない。

(3) 扶養を行うものの所得・年齢・性別

家族扶養の負担の実態はどうであろうか。被扶養者はどのような所得者に扶養されているであろうか。1997年には、被扶養者の約3分の1が年収500万円以下の所得者に扶養されている。

児童扶養に関しては、国税庁の統計では被扶養者の年齢区分が記されていないので、総務庁

『家計調査』を用いて、義務教育終了前の児童がどのような所得階層の家庭で扶養されているかを示しておこう。1975年、1982年、1998年と比較すると、年収の最も低い階層であるに属する児童数の割合は、1975年には15.5%であったが、1982年には16.2%、1998年には16.8%へ増加している。年収の高い階層であるに属する児童数の割合は、1975年40.1%、1982年37.2%、1998年35.1%であり、低下傾向を示している(表1)

所得者の年齢と扶養率との関係については、厚生省調査によると、所得者の年齢の上昇とともに扶養率も増加し、40歳以上45歳未満でピークとなり、45歳以上から低下する。20年前と比較すると、ほとんどの年齢階級で扶養率は低下している。婚姻率、出生率の低下を反映して、20代後半から30代の扶養率の低下傾向が著しい。

近年、女子雇用者数が増加しているが、女性の給与は相対的に低いいため、女性に扶養されている被扶養者の85%が平均給与(男女総数の平均)以下の世帯で扶養されている。

2. 家計における負担と給付 先進諸国間の比較

(1) 家族構成別にみた所得税負担

給与所得者の納税者割合は1960年代後半には75%前後で推移していたが、その後上昇傾向にあり、1997年には87.5%を示している。課税最低限の水準は税制における課税所得調整方法および社会保障制度における社会保険料拠出の仕組みに依存している。

まず、家族構成の異なる給与所得者について税負担の程度を測定する。単身者、夫婦者、夫婦と子1人、夫婦と子2人を取りあげ、それぞれについて平均所得に対する課税最低限の割合の時系列変化を見る(表2)。表2の指数は、1978年における平均所得に対する課税最低限の割合を100としたばあいの各年の指数を示す。もし何年か後にそれが100以上に上昇すれば、これはもっと高い所得を得るまで税を負担しなくてもよいことを意味する。逆に数字が100以下に

なると、これはより低いレベルの所得で課税が始まることを意味する。1978年に比して1998年に税負担がとくに重くなっているのは単身者である。すなわち1978年には平均所得の45.6%に相当する所得レベルから課税が開始されたが、1998年には平均所得の32.2%のより低い所得者層にまで所得税が課せられている。単身者について夫婦と子1人の世帯の税負担も重くなっている。

平均国民所得に対する課税最低限の割合について先進5か国間の国際比較を行うと表3のようになる。夫婦と子1人の世帯については、イギリスとアメリカでは平均国民所得の5分の1ないし4分の1の所得で課税が始まるのに対して、ドイツとフランスではもっと高い所得を得るまで所得税を負担しなくてもよい。日本は、税負担の重いイギリス・アメリカと税負担の軽いドイツ・フランスとの中間に位置する。夫婦と子2人の世帯および夫婦世帯についても同様である。

(2) 家計の所得税および社会保険料負担

1997年における平均所得者(被用者)の年収に対する所得税・社会保険料負担率を国際比較すると表4のようになる。夫婦と子2人の世帯の負担率の高い順に並べてある。もっとも負担率の高いデンマークでは、平均的単身被用者の負担率は44.9%、夫婦と子2人のそれは37.1%である。デンマークにつづいて、フィンランド、オランダ、スウェーデン、ベルギーの負担率が高い。わが国のばあいは、単身者15.0%、夫婦と子2人9.6%であり、ここにとりあげた15ヶ国のなかでもっとも負担率は低い。夫婦と子2人の世帯の総負担率を比較すると、わが国の負担率はデンマーク、フィンランドの4分の1、イギリス、ドイツ等の2分の1以下である。平均的被用者世帯の社会保険料負担率はオランダでは31.0%ときわめて高く、ドイツでは21.1%、フランスでは17.7%である。わが国のそれは5.6%であり、低い方に属している。

同一所得水準(平均所得レベル)における夫婦と子2人世帯の税・社会保険料負担率と単身

者の負担率の相対的地位を比較する。単身者の負担率に対する夫婦と子 2 人世帯の負担率が最も低い国はドイツである。ついでわが国の負担率が低い。スウェーデンとフィンランドでは、単身者の負担率と夫婦と子 2 人世帯の負担率は同じである。

(3) 社会保障・税制における児童養育への給付
同一所得水準（平均所得）の勤労者世帯について、子ども 2 人を養育している片働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

1997 年における 2 子世帯の手取り所得の高い順に示すと表 5 のようになる。2 子世帯の手取り所得は単身世帯のそれよりもかなり高い国が多い。ベルギーでは 36.4 %、ドイツでは 35.0 %、デンマークでは 25.2 %、オーストリアでは 24.5 %ほど高くなっている。その他の国でも 10 ~ 20 %ほど高い。わが国は比較 15 ケ国のなかで最も低く（6.4 %）、子どもを 2 人養育している世帯の手取り所得と単身世帯のそれはほとんど変わらない。これは、社会保障および税制における家族の取り扱い（主として子育て支援）の違いによる。

2 子世帯と単身世帯の手取り所得の差異を説明する要因としては、児童給付の水準と税制上の家族の取り扱いがある。ほとんどの国において、児童給付の手取り所得に及ぼす効果が大きい。すなわち、国が積極的に子どもの養育に対する援助策を講じているか否かの違いである。数か国において、税制上の家族の取り扱いの手取り所得に及ぼす効果が大きくなっている。課税単位（所得税制上の夫婦の取り扱い 稼得単位か合算分割課税か）税率表の適用の仕方、および片働きのばあいの配偶者控除等の影響が出ている（ドイツ、デンマーク等）。

平均的勤労者世帯の児童給付の対年収比は、多くの国において 10 ~ 20 %となっている（表 5）。オーストリア、ベルギーではその水準は 20 %を超えているが、日本（2.1 %）とアメリカ（4.4 %）では、児童養育に対する所得保障のレベルは低い。児童給付のレベルの高い国は、

給付方式として児童手当（または児童手当と児童税額控除の併用）を採用している。給付レベルの低い日本とアメリカは主として税制の児童扶養控除を通じて給付が行われている。

3. 家族政策の国際比較

(1) 税制における扶養児童の取り扱い

先進 24 か国における、税制における扶養児童の扱いは、(a) 税制上の優遇措置を行わない（社会保障制度の児童手当により実施する）(b) 児童について扶養控除（所得控除）を適用する、(c) 児童について税額控除を適用する、という 3 種類に分類される。

(a) 税制上の優遇措置を行わない国（1997 年現在 以下同じ）

オーストラリア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、オランダ、スウェーデン、イギリス、アイルランド、ルクセンブルグ、フランス、ポルトガルの 11 か国である。このうちの半数以上の国では、これまでに税制の児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配機能を高めるという制度改革が行われた。

(b) 児童扶養控除（所得控除）を適用する国

日本、スイス、アメリカ、の 3 か国である。スイスでは、児童扶養控除と、児童手当の両方が実施されており、児童手当のほうにウエイトがおかれている。アメリカでは、児童扶養控除（所得控除）が適用されるが、それ以外に、児童を扶養している低所得の被用者は、払戻型の税額控除を受けることができる。これは、納税者の稼得所得の 34 %（最高 6500 ドル）に相当する税額控除であり、物価スライド制が適用される。

(c) 児童税額控除を適用する国

ベルギー、オーストリア、イタリア、ノルウエー、ドイツ、カナダ、アメリカの 7 か国である。このうち最初の 4 か国では児童税額控除と児童手当の両方が実施されている。イタリアでは、片働きもしくは配偶者の所得が 550 万リラ（平均給与の 14.4 %）を超えない場合、児童税額控除は 2 倍に増額される。ノルウエーの税

額控除は、子どもが16歳以上18歳未満のばあい、16歳未満の税額控除額の1.4倍(1997年)に増額される。

(2) 社会保障における扶養児童の取り扱い

児童手当制度は19世紀後半ころ、ヨーロッパにおいて、大企業が大家族の労働者に支払う賃金の付加給付として始められたものである。現在の意味における児童手当制度は、1930年にベルギーにおいて創設され、1930年代にヨーロッパの数か国で制度が発達したが、今日実施されているほとんどの制度は第2次大戦後に制定されたものである。第2次大戦後には、社会保障の新しい潮流に乗り、児童手当制度は世界各国で急速に普及した。

ILOでは、1944年の所得保障に関する勧告において、「児童手当を両親の所得のいかににかかわらず、児童の生活維持費に実質的に寄与すべき額を支給し、相対的に高い年齢の児童の生活を維持する費用の増加を考慮すべきこと」を示した。またISSA(国際社会保障協会)でも1949年の総会で「児童手当の一般的採用が特に望まれる」ことを強調したうえで、「児童手当は他の条件が同じならば、家族扶養の責任ある人々の生活水準が、各国の生活状況に応じて、ノーマルでありうるよう十分な規模のものであるべき」とし、「加盟国は規定設定の促進のため可能なかぎり努力すべきである」旨の勧告を行った。

社会保障は、社会がしかるべき組織を通じてその構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障である。人生の途上においてはもろもろの危険にさらされるが、生活上の危険の原因には、所得の減少(または喪失)と支出の増加の両要因がある。社会保障の最低基準を定めたILO102号条約にも掲げられているように、所得の減少(または喪失)の原因は、老齢、障害、死亡(遺族)、業務災害、失業などであり、支出の増加の原因は、児童の養育、疾病、出産などである。児童手当制度は後者の児童の養育に対応するものであり、所得補足的機能を有している。一方、社会保障の他の現金給付はいず

れも前者に対応するものであり、所得補償的機能を有している。諸外国では児童手当の位置づけが明確に行われているがゆえに、所得制限なしに、第1子から児童手当を支給する仕組みになっている。

1997年現在、世界の86か国が児童手当を実施しているが、制度の仕組みや給付額は国によってかなり異なる。先進諸国の児童援助の比較をするばあい、児童手当のみを比較することによって、子どもの扶養に対する国の援助策を議論することは十分ではない。というのは、税制における児童扶養控除や児童税額控除も児童手当と類似の機能を果たしているからである。

1997年に子どもを2人扶養している平均的な勤労者世帯(夫のみ就労)の受給する給付年額の対年収比(手取り額)を国際比較した結果は表5に示したとおりである。

(3) 社会科学者の貢献

家族手当制度実施の背景的要因は国によりさまざまであるが、その要因の一つに児童および家族の福祉増進を重視する運動や主張の影響があげられる点は注目すべきである。

スウェーデンでは、1934年に、ミュルダール夫妻が『人口問題の危機』において、扶養児童数や所得を異にする世帯間の徹底した所得再分配を主張し、人口問題に対する関心を広く巻き起した。それを契機として、家族政策について活発な議論が始まった。ミュルダール夫妻の参加した王立人口問題委員会の提案に基づいて、スウェーデンの社会政策のうち手当の分野で最大の改革といわれる児童手当は1948年に実施された。高所得層に有利であり、低所得層にほとんど効果のなかった、従来の児童扶養控除(税制)は、その年に廃止された。

イギリスでは、1942年のベバリッジ報告以前に、ケインズが積極的に児童手当の実施を勧告している。ケインズは『雇用・利子および貨幣の一般理論』(1936年)において、財政支出等によって有効需要を政策的に調整することを重視した。1940年に、ケインズは、分配の公正の達成に向けて大きな前進をはかる提案を行

った。「現行の所得税制下における児童扶養控除は、詳細に検討すると、きわめて変則的と思われる。その価値は所得に応じて増大する。所得税の非課税者には、児童扶養控除など存在しない。現行の児童扶養控除の代わりに、私は児童1人当たり週5シリングあるいは年13ポンドの児童手当を一律に支給すべきことを提案する」(『ケインズ全集』第9巻)。ケインズは、生計費上昇の負担は、家族数に依存するから、児童を扶養している世帯の生活状況の改善を図るため、一層平等度の高い大幅な所得再分配を実施しようとしていた。ケインズは児童手当の費用の推計を行っているが、税制の児童扶養控除は不公平なシステムであるから廃止し、その財源を児童手当に当てるべきことを提案している。

ケインズの児童手当に関する提案は、カナダの大蔵省およびカナダ銀行のエコノミストたちに影響をおよぼし、カナダの児童手当導入を促進する要因となった。戦争という難局の最中に、有効需要政策の一環として、カナダはイギリスよりも一年早く(1945年)児童手当を実施した。

1955年に、ティトマスは、『福祉の社会制度上の区分』において、従来それぞれ異なる体系として、個々ばらばらに、著しい発展を遂げてきた福祉施策の体系をそれらの目的にたち返って再検討する必要性を論じた。ティトマスは、福祉施策の全領域の中で眼にふれやすいところだけをとりあげて、きわめて常識的な福祉概念にとらわれている限り、視野の狭い考察となり、社会的不平等の範囲を拡大する結果にもなりかねないと警告した。ティトマスは、児童手当は福祉施策の氷山の一角であるとし、その他に氷山の見えざる部分として税制の扶養控除と企業福祉(家族手当)を合わせて見直すことの重要性を指摘した。

今から約50年も前に西欧の社会学者は、人々の間に児童を養育することに対する積極的な思想をいかに形成するかという問題と真剣に取り組んでいたのである。

児童手当の問題を社会保障のみではなく、税

制を含めた広範囲の枠組の中でとらえようとするケインズやティトマスの考え方は、イギリスで1975年に児童給付法として実を結んだ。その背景には子どもを持つ家庭と持たない家庭との生活水準の平等化を志向するエレナ・ラスボーンや児童貧困対策連盟などの啓発活動がイギリス国民の児童問題への意識を高めていたという事実がある。各国固有の伝統、文化および経済・社会情勢等が児童手当制度の型や方向を決定し、その発展を条件づけてきたといえよう。受給資格要件および児童手当額等、諸外国の基準に比べると、わが国の児童手当制度は全く遅れているというほかはない。

4. わが国の家族政策の問題点と改善の方向

わが国の所得税では課税最低限が相対的に高く(表3)また最低税率が低いため、夫婦と子1人の世帯および子2人の世帯における中低所得者層の所得税負担はイギリスやアメリカに比べるとかなり低い水準にある。

夫婦と子2人世帯の負担率(所得税と社会保険料の対年収比)は、先進諸国のなかで最も低い国となっている(表4)。子どもを養育している世帯に比して、単身者の所得税負担が重いため、夫婦と子2人世帯の負担率と単身者の負担率の相違は先進諸国に比べてかなり大きい。

現在の子どもたちが将来今のおとなの世代を扶養する義務を負っており、この意味で単身者の負担率に対する2子世帯の負担率がドイツに次いで2番目に低い点は評価できる。

しかし、問題は児童養育家庭に対する支援の遅れである(表5)。厚生省の『人口動態社会経済面調査・働く女性の出産』(1996年)によると、理想の子ども数をもてない理由は主に“養育費・教育費の負担”であり、行政への要望として40.9%の母が“養育費・教育費などの負担の軽減”をあげている。児童養育家庭に対する所得保障制度の改革は今後の少子化対策の重要な課題の一つと考えられる。

子どもの扶養への公的援助は税制ではなく社会保障の児童手当を通じて行う国が多い。現在

までに、多くの国々が児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配効果を高めるといった制度改革を行った結果でもある。他方、税制の児童扶養控除を重視する国（アメリカと日本など）は給付の水準が相対的に低い。日本は児童扶養控除のみである。アメリカでは、公的扶助として子どもがいる貧困家庭へ現金扶助を行う制度はあるが、すべての児童を対象とした児童手当は実施されていない。わが国の児童手当は年齢制限（この調査年には3歳未満）と所得制

限が課せられるため受給範囲は限定される。児童手当の国際比較から見出されるわが国の顕著な特徴は、諸外国に比してわが国では児童援助策が根づいていないということである。児童の養育費が現実に家計にいかにか大きな圧迫を加えているかに関連して、児童手当を所得保障制度として十分に機能する仕組みにすることが必要である。児童手当制度改善の一つの方向としては、児童手当と類似の機能を持つ税制の扶養控除との統合を行うことである。

表1 年間収入5分位階級別 児童数 (勤労者世帯)

(単位 :%)

		年間収入5分位階級					
		計					
義務教育 終了前 児童数 (0~14歳)	1975年	100	15.5	21.6	22.8	21.7	18.4
	1982	100	16.2	23.6	23.0	21.1	16.1
	1998	100	16.8	22.1	26.0	20.7	14.4

(資料) 総務庁『家計調査年報』を用いて算出

表2 平均所得に対する課税最低限の割合の推移
給与所得者

(単位 :%)

	単身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人	指数 (1978年 = 100)			
1978	45.6	39.6	49.3	56.7	100	100	100	100
1988	36.2	34.1	41.7	47.2	79	86	85	83
1998	32.2	35.1	41.8	52.2	71	89	85	92

(資料) 国税庁『民間給与の実態』各年を用いて算定

表3 平均国民所得に対する課税最低限				
給与所得者	1997年			
	単身者	夫婦	夫婦と子1人	夫婦と子2人
日本	36.8	34.8	31.7	31.8
アメリカ	28.4	25.6	25.2	21.7
イギリス	43.7	29.3	19.5	14.6
ドイツ	58.2	54.4	50.6	46.5
フランス	74.5	59.4	40.8	47.0

(資料) 大蔵省資料を用いて算出
注 :平均国民所得は1人当たり国民所得に世帯人員数を乗じたものを用いた

表4 平均所得者の税・社会保険料負担率 1997年

順位	国	負担率 %		RM / RS %
		RM	RS	
1	デンマーク	37.1	44.9	82.6
2	フィンランド	35.9	35.9	100.0
3	スウェーデン	34.5	34.5	100.0
3	オランダ	34.5	39.3	87.8
5	ベルギー	30.4	41.5	73.3
6	イタリア	25.5	29.0	87.9
7	ルウェー	24.9	29.5	84.4
8	イギリス	23.8	25.2	94.4
9	オーストリア	23.1	28.3	81.6
10	オーストラリア	22.3	24.8	89.9
11	ドイツ	22.1	42.3	52.2
12	フランス	21.4	28.2	75.9
13	アメリカ	18.4	25.9	71.0
14	カナダ	18.2	27.7	65.7
15	日本	9.6	15.0	64.0

(資料) The Tax/ Benefit Position of Employees, 1997を用いて算出

注 RMは夫婦と子2人世帯の負担率、RSは単身者の負担率

表5 社会保障 税制における児童養育への援助

片働き世帯(子ども2人) 1997年

(単位:%)

順位	国	手取り所得	児童給付			
			総額	社会保障制度	税制	
				児童手当	児童税額控除	児童扶養控除
1	ベルギー	36.4	21.9	17.5	4.4	
2	ドイツ	35.0	15.7		15.7	
3	デンマーク	25.2	11.9	11.9		
4	オーストリア	24.5	22.2	17.3	4.9	
5	ルウェー	20.0	15.7	13.5	2.2	
6	オランダ	18.7	10.9	10.9		
7	フランス	17.9	8.5	8.5		
8	イタリア	16.9	13.4	12.0	1.4	
9	フィンランド	15.9	15.9	15.9		
10	オーストラリア	13.7	4.4	4.4		
11	カナダ	13.1	7.3		7.3	
12	スウェーデン	11.2	11.2	11.2		
13	イギリス	10.5	8.3	8.3		
14	アメリカ	10.1	4.4		0.7	3.7
15	日本	6.4	2.1	0.0		2.1

(資料) 表4の資料を用いて算出

注1. 夫婦と子世帯(片働き)の手取り年収/単身世帯の手取り年収

2. 夫婦と子世帯(片働き)の児童給付/単身世帯の手取り年収

3. 同一所得(平均年収)を稼得している勤労者世帯

4. 日本の場合、児童手当制度は実施されているが、年齢制限と所得制限により支給されない